

令和2年1月27日

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

- 1 津久井やまゆり園の再生について…………… 1
- 2 愛名やまゆり園の支援に係る虐待認定について…………… 16

1 津久井やまゆり園の再生について

(1) かながわ共同会からの質問書への回答（別紙1）

- ・ 津久井やまゆり園の指定管理の対象となる施設は、大幅な変更が伴うものの、令和6年度まで、かながわ共同会とする方向で調整を進めることとしていたが、今般の状況から、再生基本構想で示した方向性を見直し、指定管理者を公募とするため、指定期間の短縮について協議を申し入れた。
- ・ 今回の協議は、再生後の新しい津久井やまゆり園の指定管理者を改めて公募により選定するために、指定期間を短縮する必要があるため、基本協定第73条の規定により協議を求めるものである。
- ・ 令和元年11月14日から実施している指定管理制度に基づくモニタリングの中で、津久井やまゆり園全体で25件の身体拘束があることを確認し、「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」において、昨年報道された元利用者の身体拘束は無くなったものの、園全体としてみれば長時間の居室施設という虐待の疑いが極めて強い事例が3件確認されたとの、厳しい指摘を受けている。

(2) 協議の開始について（別紙2）

- ・ 令和2年1月24日付けで、かながわ共同会に対し、協定期間の終了日を変更することについて、協議を申し入れた。

(3) 津久井やまゆり園利用者支援検証委員会

ア 設置目的

利用者目線に立った福祉施策の検討に資するよう、県立障がい者支援施設である津久井やまゆり園の利用者支援、指定管理者のガバナンス体制及び同園に対する設置者としての神奈川県との関与等について専門的な見地から検証するため、委員会を設置する。

イ 所掌事項

- (ア) 津久井やまゆり園における過去の利用者支援に係る内容の検証及び現在までの支援の変化等の検証
- (イ) 指定管理者の法人としてのガバナンス体制の検証
- (ウ) (ア)及び(イ)に係る施設設置者である神奈川県との関与の検証
- (エ) 施設における利用者目線に立った支援のあり方の提言及び施設設置者である神奈川県との施策への提言
- (オ) その他必要な事項

ウ 委員

| 氏名 | 役職名等 |
|-------|-------------------------------------|
| 大塚 晃 | 上智社会福祉専門学校特任教授、元上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授 |
| 佐藤 彰一 | 國學院大學教授、弁護士、全国権利擁護支援ネットワーク代表 |
| 野澤 和弘 | 一般社団法人スローコミュニケーション代表、元毎日新聞論説委員 |

エ 開催状況

(ア) 第一回検証委員会

日 時 令和2年1月10日(金) 13:00～15:00

場 所 県庁新庁舎5階応接室

出席者 委員：大塚委員、佐藤委員、野沢委員

県 知事、首藤副知事、障害サービス課長

事務局：理事(共生担当)、福祉子どもみらい局参事
監(共生担当)

主な議論

- ・ 支援のあり方を検証するには、利用者支援の実態を見て行く必要
- ・ 県の取組みも検証する
- ・ 居室施設の事例の中には虐待の疑いのあるケースもあり深堀が必要

(イ) 第二回検証委員会

日 時 令和2年1月21日(火) 9:30～11:00

場 所 県庁新庁舎5階応接室

出席者 委員：大塚委員、佐藤委員、野沢委員

県 首藤副知事、障害サービス課長

事務局：理事(共生担当)、福祉子どもみらい局管理
担当課長

主な議論

- ・ 身体拘束の理由を見守り困難としているのは課題
- ・ 園における身体拘束の手続きに不備があった
- ・ 県の3要件に関する考え方など、引き続き検証

オ 今後のスケジュール

次回は、令和2年1月30日(木) 10:00～11:30 開催予定

(4) 県からご家族への手紙

ア 日付

- ・ 令和元年12月26日（木）付け

イ 内容

- ・ 知事との面会の希望の有無、知事の方針変更への意見の受付等

ウ 返信状況

- ・ 件数 17件 令和2年1月24日現在

【主な内容】

(知事との面会の希望)

- ・ 件数 2件

(知事の方針変更への主な意見)

- ・ 利用者支援への影響 2件
- ・ 方針変更に関する家族への配慮 7件
- ・ かながわ共同会に対する意見 4件

障 サ 第 13 号
令和 2 年 1 月 21 日

社会福祉法人かながわ共同会
理事長 草 光 純 二 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



令和元年12月5日の知事の発言について（回答）

平成28年7月26日、県立の障害者支援施設である津久井やまゆり園において、大変痛ましい事件が発生して以降、本県は、津久井やまゆり園再生を県政の重要課題とし、全力で取組みを進めてきました。

こうした中、令和元年10月に、貴法人の理事でもあった県立の愛名やまゆり園の元園長が子どもに対する強制性交罪の疑いで逮捕されるという県民の信頼を損ねる事件がありました。この事件をきっかけに、その後、津久井やまゆり園のかつての利用者支援について、厳しく指摘する情報が相次いでいます。

津久井やまゆり園の再生は、ご利用者、ご家族はもとより、県民の皆さまからの信頼を受けて再スタートさせなければなりません。

新たに開所する2つの施設への令和3年度中の入所完了を実現するためには、早期の決断が必要であったことから、昨年12月5日、いずれの施設についても指定管理者を公募で選定する方針に変更することを表明しました。

その後、同年12月14日にはご利用者、ご家族及び職員等に説明会を開き、ご利用者とご家族との個別対話や職員との対話等を続けています。

また、本年1月10日の「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」では25件の身体拘束があることを確認し、1月21日の委員会においては、昨年報道された元利用者の方の身体拘束は無くなったものの、園全体としてみれば長時間の居室施設という虐待の疑いの極めて強い事例が3件確認されたとの、厳しい指摘を受けています。

さらに、貴法人が指定管理をしている愛名やまゆり園において、職員による虐待が認定されたとの報告を受けています。

こうした状況も踏まえ、貴法人から令和元年12月27日付でありました質問書について、別紙のとおり回答します。

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

課長 大澤

電話 045-210-4702 (直通)

令和元年12月27日付 質問書への回答

- 1 今回の協議は、「津久井やまゆり園の管理に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。)第73条の規定に基づいて行われると承知しております。この規定では、「管理業務の前提条件や内容が変更したとき、(略)協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。」と定めています。
- 今回、ここでいう前提条件や内容について、何が変更したのかを具体的に明らかにしてください。

(回答)

津久井やまゆり園の指定管理の対象となる施設については、新たに整備する施設規模が大きく変わることで、11人を単位とする個室ユニットの採用など、施設の大幅な変更が伴うものです。

しかしながら、家族会の要望も踏まえ、県として、令和6年度までは、貴法人を指定管理者とする方向で調整することを再生基本構想に位置付けました。事件後、施設を横浜市港南区芹が谷へ仮移転をする際には、「津久井やまゆり園の管理に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。)第73条に基づき、基本協定の変更も行いました。

こうした中、令和元年10月に貴法人の理事が逮捕されるという、社会的信用を著しく失墜させる事件を起こし、この不祥事をきっかけに、津久井やまゆり園の利用者支援についても厳しく指摘する情報が、改めて寄せられました。

津久井やまゆり園の利用者支援については、令和元年11月14日から指定管理者制度に基づくモニタリングを実施しており、同年12月時点において、津久井やまゆり園全体で25件の身体拘束があることを確認しています。

本年1月10日の「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」では25件の身体拘束があることを確認し、1月21日の委員会においては、昨年報道された元利用者の方の身体拘束は無くなったものの、園全体としてみれば長時間の居室施設という虐待の疑いの極めて強い事例が3件確認されたとの、厳しい指摘を受けています。

さらに、貴法人が指定管理をしている愛名やまゆり園において、職員による虐待が認定されたとの報告を受けています。

そうした状況から、再生基本構想で示した方向性を見直し、指定管理者を公募するため、指定期間の短縮について基本協定第73条の規定に基づき協議を申し入れるものです。

2 通常、利用者からの苦情・意見等については、基本協定第 54 条乃至第 61 条の規定により、随時モニタリングを行い、その結果に基づいて事業計画等の改善を協議し、更に改善勧告、改善の指示、指定の取消し等へ進む流れとなっています。

今回の知事発言は、こうした手続きを経ることなく、基本協定第 73 条の規定によりいきなり協議を求めています、その理由を明らかにしてください。

(回答)

今回の協議については、再生後の新しい津久井やまゆり園の指定管理者を、改めて公募により選定するために、令和 6 年度まで継続している現在の津久井やまゆり園の指定期間を短縮する必要があるため、基本協定第 73 条の規定により、協議を求めるものです。

したがって、利用者からの苦情・意見等に直接基づくものではないため、基本協定第 54 条乃至第 61 条の規定による手続きを前提とするものではありません。

3 知事は、「津久井やまゆり園事件の裁判が始まると、津久井やまゆり園の良くない情報が次々と出てくる。」と繰り返し発言されています。
いかなる根拠でそうした発言をするのか、根拠を明確かつ具体的にお示しください。

(回答)

津久井やまゆり園事件後、津久井やまゆり園、ひいては大規模な障害者支援施設における生活や支援の実態について、障がい当事者や支援者、障がい福祉関係の有識者、報道機関から、課題を提起されることが、度々ありました。

その中で、津久井やまゆり園利用者のご家族の中には、身体拘束や日中活動について厳しい指摘をされている方もありました。

また、令和元年11月14日から実施している指定管理者制度に基づくモニタリングの中で、同年12月時点において、津久井やまゆり園全体で25件の身体拘束があることを確認しています。

本年1月10日の「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」では25件の身体拘束があることを確認し、1月21日の委員会においては、昨年報道された元利用者の方の身体拘束は無くなったものの、園全体としてみれば長時間の居室施設という虐待の疑いの極めて強い事例が3件確認されたとの、厳しい指摘を受けています。

さらに、貴法人が指定管理をしている愛名やまゆり園において、職員による虐待が認定されたとの報告を受けています。

4 知事が言う「かつての津久井やまゆり園の利用者支援の問題点」について、知事は元利用者のご家族の話とテレビ報道以外に、どのような方法で事実を確認したのかを明らかにしてください。

また、「長時間の拘束」は平成28年4月時点のことと知事もご承知のとおりですが、津久井やまゆり園では、それを良しとするのではなく、その後、拘束解除に向けて取り組み、平成30年4月には拘束ゼロを達成しました。このことは、県職員と津久井やまゆり園職員による検討会で報告書を取りまとめ、同年12月に当法人の理事長が直接知事に報告しております。

この事案を改めて今回の発言で取り上げた理由を明らかにしてください。

(回答)

昨年報道された元利用者の方の身体拘束については、平成30年12月に貴法人理事長より解消したとの報告を受けておりますが、指摘されているかつての支援の例として、取り上げたものです。

また、令和元年11月14日から実施している指定管理者制度に基づくモニタリングの中で、同年12月時点において、津久井やまゆり園全体で25件の身体拘束があることを確認しています。

本年1月10日の「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」では25件の身体拘束があることを確認し、1月21日の委員会においては、昨年報道された元利用者の方の身体拘束は無くなったものの、園全体としてみれば長時間の居室施設という虐待の疑いの極めて強い事例が3件確認されたとの、厳しい指摘を受けています。

さらに、貴法人が指定管理をしている愛名やまゆり園において、職員による虐待が認定されたとの報告を受けています。

5 知事は、折に触れて意思決定支援の重要性に言及しています。

しかし、今回の方針変更は、ご利用者はもとよりそのご家族の意思を聞くこともなく、知事が「利用者のため」と称して独断で政策決定したものです。さらに、この方針変更は「利用者の目線に立った」ものでないことは、12月14日のご利用者・ご家族、職員への説明会で明らかになっています。

意思決定支援を無視し、「利用者の目線」に立っていない方針変更を、独断で「利用者のために」決定したことについて、知事の見解を明らかにしてください。

(回答)

新たに開所する2つの施設への令和3年度中の入所完了を実現するためには、早期の決断が必要であったことから、昨年12月5日、いずれの施設についても指定管理者を公募で選定する方針に変更することを表明しました。

再生する津久井やまゆり園については、これまで指摘された利用者支援に対する懸念を払拭して、利用者目線に立った支援を推進し、利用者の立場に立った障がい福祉の実現ができるよう、指定管理者の選定については、ご提案を広くいただくため、公募により決めることを決定しました。

6 知事が数名の元利用者のご家族のみの話を信じ、百数十名の現ご利用者及びご家族の意見を聞かずに方針変更を決断したのか、その理由を明らかにしてください。

(回答)

県は、津久井やまゆり園の利用者の皆さんが、新たに開所する2つの施設に、令和3年度中に入居いただけることを最優先に取り組んでいます。

令和3年度中に入居完了に向け、早期の決断が必要であったことから、事前に、利用者や家族の皆さんから意見を伺うなどの機会を設けることができず申し訳ないと思っています。

ご利用者及びご家族には、令和元年12月14日の説明会や、その後、個別の面会機会を設けてきたところです。

ただし、元利用者のご家族の、貴法人の支援のあり方に対する厳しいご指摘は、重大に受け止めなければならないと思った次第です。

7 知事は、12月14日の説明会で「やまゆり園のみんなと一緒にいたい。職員もみんな、利用者もみんな一緒がいい。」というご利用者の意見に対して「あなたのお気持ちは実現するようにします。大丈夫です。」と発言しています。併せて、職員に対しては「働く場が奪われることは絶対にさせない。働ける場を用意するために全力を尽くしたい。」と発言し、同月26日の津久井やまゆり園職員との対話では、「新しく公募する中で、現場で働いている方を優先的に採用するという条件を入れる」という事例があると話されたと承知しています。

もし津久井やまゆり園の職員が引き続き共同会での勤務を希望し、新たに指定管理者となる他法人に就職しない場合、現在のご利用者の支援にあたることはできません。このように、将来的に不確実と思われることによりご利用者に対して「大丈夫」といったことの根拠を明らかにしてください。

(回答)

指定管理者の公募において、募集要項の規定の中に、利用者支援の水準やその継続性を確保するために経験者の雇用の配慮を求めることを位置付けた例があることや、指定管理者が変更となった場合において、新旧の指定管理者及び県の三者で会議を設置し、職員の引継ぎを含め情報共有等をした例があることを、皆さんにお話しさせていただきました。

こうしたことを念頭に、ご利用者の方には、職員の雇用について、県として一定の役割を果たしていく、という趣旨でお話ししたものです。

8 知事は、12月16日の定例記者会見で、テレビ報道以前に「てらん広場」の現場を見ていた、と発言されました。それは「黒岩日記」に平成29年10月3日と記載されています。

この時点で、知事が名前を挙げた3名の元ご利用者はまだ津久井やまゆり園におり、てらん広場には移行しておりませんでした。従って、知事が言う「感動的なシーン」はテレビ報道で初めて見たということになると思われます。

3名の元ご利用者が「てらん広場」に移行してから12月5日のご発言の前に、「てらん広場」を視察し、実際に元ご利用者が「その人らしく生活する姿」を見たことがあるかを明らかにしてください。

(回答)

県は、意思決定支援に取り組む中で、津久井やまゆり園における利用者支援の状況を把握するとともに、他の障害者支援施設等における先進的な取組みを学ぶことができました。

その中で、平成29年には、「てらん広場」を視察し、そこで生き生きと生活するご利用者の方々にお会いしていました。その姿と、テレビで報道された津久井やまゆり園の元利用者の生き生きとした姿とが重なり、感動したと発言したものです。

また、令和元年12月5日の県議会における発言後には、元利用者の皆さんを実際に訪問し、グループホームでの生活や、社会の中で役割を得て毎日働くようになっていることなど、その方らしい暮らしを実現されている様子を伺いました。

9 愛名やまゆり園元園長の不祥事は、法人の理事・園長としてあってはならないことであり、法人として道義的責任を重く受け止め、これまでご利用者・ご家族をはじめ行政、関係団体等にお詫びしてまいりました。

知事は、この不祥事を方針変更の理由の一つに挙げていますが、業務外のプライベートな不祥事による法人の道義的責任として、津久井やまゆり園の指定管理期間の短縮を求めることの制度的・法的根拠を明らかにしてください。

併せて、この不祥事によって、津久井やまゆり園の利用者数が減少したり、サービスの内容が低下したり、職員が法人を退職したりするなど、津久井やまゆり園の運営に具体的な支障が生じていると知事が判断しているのであれば、その支障の具体的な内容を明らかにしてください。

(回答)

貴法人の元理事でもある愛名やまゆり園の元園長が、子どもに対する強制性交罪の疑いで逮捕された事件は、施設運営と県政に対する信用を著しく失墜させたものであり、極めて遺憾です。一般的に著しく社会的信用を損なう原因について、必ずしも業務内の行為には限られず、このような犯罪は、業務外であっても、社会的信用の失墜を免れません。

この事件がきっかけとなりましたが、再生する津久井やまゆり園が目指す姿を、利用者目線の障がい福祉の推進とした上で、多くの法人から指定管理施設の運営等についてご提案をいただき、指定管理者を改めて選定するため、公募に変更することが必要であると判断しました。

また、令和元年11月14日から実施している指定管理者制度に基づくモニタリングの中で、同年12月時点において、津久井やまゆり園全体で25件の身体拘束があることを確認しています。

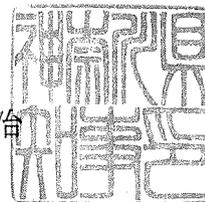
本年1月10日の「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」では25件の身体拘束があることを確認し、1月21日の委員会においては、昨年報道された元利用者の方の身体拘束は無くなったものの、園全体としてみれば長時間の居室施設という虐待の疑いの極めて強い事例が3件確認されたとの、厳しい指摘を受けています。

さらに、貴法人が指定管理をしている愛名やまゆり園において、職員による虐待が認定されたとの報告を受けています。

障サ第2002号
令和2年1月24日

社会福祉法人かながわ共同会
理事長 草光 純二 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



津久井やまゆり園の管理に関する基本協定書の変更について（協議）

津久井やまゆり園の管理に関する基本協定書第6条に定める協定期間の終了日を変更することについて、同協定書第73条の規定に基づき、協議を申し入れます。

問合せ先

障害サービス課施設指導グループ 岸

電話 045-210-4725

2 愛名やまゆり園の支援に係る虐待認定について

(1) 事案の概要

- ・ 令和元年7月に、県に対し、愛名やまゆり園において、利用者に対する虐待の疑いがあるとの匿名の手紙があり、園から8月に厚木市に通報するとともに、県は調査を実施していた。
- ・ 本件について、令和2年1月20日に、利用者に対する職員の次の行為が虐待に当たると認定され、障害者虐待防止法第17条の規定に基づき、厚木市から県に報告があった。

(2) 虐待と認定された行為（利用者は複数人いるが特定できていない）

- ア お風呂で利用者に対し水をかける。（心理的虐待）
- イ 食事制限がある利用者に対し、御飯を大量に食べさせる。
（身体的虐待）
- ウ 御飯をお盆にまき散らし食べさせる。箸1本で食べさせる。
（心理的虐待）
- エ 夜中に長時間（1～3時間）に渡りトイレに座らせる。
（身体的虐待）

(3) 虐待を行った職員

- ・ ア～ウについては1名の特定の職員
- ・ エについては複数の職員が該当

(4) 今後の対応

- ・ 虐待認定を行った厚木市に対し、具体的にどの行為が虐待認定に至ったのか園とともに確認を行っている。
- ・ 厚木市が園に求めている改善計画について、県としても内容の確認を行い、再発防止を徹底していく。